

<p>(分野)</p> <p>総務・企画</p>
<p>(要望事項)</p> <p>公の施設の受託管理者の拡大</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>地方公共団体が設置する「公の施設」について、設置の目的を効果的に達成するために必要がある場合は、管理運営を委託することができることとされているが、管理委託者は普通地方公共団体が資本金を1/2以上出資している法人等に限定されている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>公の施設の管理運営について、民間事業者にも受託できるよう制度の見直しを図ること。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>公の施設の受託管理者を民間事業者にも拡大することで、民間事業者の経験・能力等を活かしたより効率的な管理運営が可能となると考えられる。また、介護保険制度やPFI法の施行などにより、民間事業者の活動範囲が大幅に拡大していることもあり、公の施設と同種施設の管理運営に経験、能力を有する民間事業者が育成されてきているところでもある。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>地方自治法第244条の2第3項、第4項、第5項 自治法施行令第173条の3、自治法施行規則第17条</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>総務省自治行政局行政課</p>

<p>(分野)</p> <p>総務・企画</p>
<p>(要望事項)</p> <p>P F I 事業推進のための関連する制度の整備</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>1 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」では一般競争入札が原則とされ、総務事務次官通知「地方公共団体における P F I 事業について」では総合評価一般競争入札の活用を図ることとなっている。また、W T O 政府調達協定に係る特例政令において、随意契約の範囲が極めて限定されている。</p> <p>2 地方自治法第244条の2では、公共団体等のみに施設の管理委託、利用料金収入化及び利用料金を定めることが認められており、100%民間出資の P F I 事業者に対しては、認められていない。</p> <p>3 P F I 事業において B O T 方式を採用する場合、 P F I 事業者が所有する不動産に対して、固定資産税、不動産取得税、事業所税が課税される。税務上の会計処理から、 P F I 事業者は事業期間中に固定資産の償却を終了することができない。公共側が支払いを平準化した場合、 P F I 事業者が修繕費を積み立てると利益として法人税の課税対象となる。</p> <p>4 P F I の対象施設の中で、現行法令等では事業主体が地方公共団体に限定されている施設がある。また、地方公共団体が実施する場合に不要な許認可が、 P F I 事業の場合は必要になるものがある。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>1 P F I 事業における民間事業者の選定については、公募型プロポーザル方式などの適用を可能とすること。</p> <p>2 公の施設の管理委託について、 P F I 事業者にも管理を委託することを可能とすること。</p> <p>3 P F I 事業者に対する法人税、固定資産税、不動産取得税等の課税の特例を創設すること。</p> <p>4 事業主体が地方自治体に限定されている事業について、 P F I 事業者による事業実施を可能とするなど、 P F I 事業者の技術活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げる規制を撤廃又は緩和すること。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>1 総合評価一般競争入札は、入札公告後に提案内容の審査を多段階に分け、次第に応札者を絞り込むことができない。入札公告時に詳細な契約書を提示する必要があるが、落札者と、協議・交渉を経て契約を締結することができない。落札者との契約が成立しなかった場合の次順位者以降との随意契約は、落札金額の範囲内で締結しなければならない。など、従来の入札手続と同様の制約があり P F I の事業者選定手法にはなじみづらい。総合評価一般競争入札の難点を解消できる手法として、公募型プロポーザル方式があるが、同方式は随意契約と位置付けられているため、都道府県・政令指定都市にあっては W T O 政府調達協定の対象となる調達契約には適用することが困難である。</p> <p>2 P F I 事業者が自ら公の施設の利用料金を定めたり、直接自らの収入にすることができるようにすることが、財政資金の効率化を図る上で必要である。</p> <p>3 現行税制では、都道府県側の支払いの増加につながる問題が生じている。法人税等は、地方公共団体が事業を実施する場合には課税されない。 P F I 事業は本来公共が行う事業であることから、地方公共団体が実施した場合と同等となるような税制上の優遇措置が必要である。</p> <p>4 P F I 事業を円滑に実施していくためには、 P F I 事業が本来公共が実施する事業を民間の P F I 事業者が実施するものであることに鑑み、本来地方自治体が享受し得る法的な措置を P F I 事業者も享受し得ることや、事業実施主体としての位置付けや許認可手続などについて P F I 事業者を地方自治体と同様の位置付けにする必要がある。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>1 地方自治法第234条、同法施行令第167条の2、第167条の10の2及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項</p> <p>2 地方自治法第244条の2、同法施行令第173条の3及び同法施行規則第17条</p> <p>3 法人税法、地方税法</p> <p>4 都市計画法第29条など</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>全般的には、内閣府民間資金等活用事業推進室</p> <p>1、2 総務省自治行政局地域振興課(同省における P F I の窓口)、行政課(法令所管課)</p> <p>3 財務省主税局税制第二課(法人税法所管課)、総務省自治行政局地域振興課(同省における P F I の窓口)、同省自治税務局都道府県税課、固定資産税課(地方税法所管課)</p> <p>4 国土交通省大臣官房政策課(同省における P F I の窓口)など</p>

<p>(分野)</p> <p>総務・企画</p>
<p>(要望事項)</p> <p>行政処分関係業務における民間業務委託の促進</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>旅券業務、税徴収業務等の行政処分関係業務については、広く地方公共団体の直営で行われている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>行政処分のうち、給付や徴収など単なる事実行為については、積極的に民間委託を推進するべく制度全体の仕組みを改正し、必要な法令の整備を行われたい。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>委託が可能な業務の範囲が明定されていないため、民間事業者への委託ができ難い。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>関係諸法令</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>関係府省</p>

<p>(分野)</p> <p>総務・企画</p>
<p>(要望事項)</p> <p>コンビニエンスストア等における県税の納付・納入</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>現在、県税の納付又は納入をする場合については、指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関又は郵便局で払い込むこととなっている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>住民の便益の増進と県税収入の確保のため、コンビニエンスストア等における県税の納付・納入を可能とする。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>現在、自治令で地方公共団体の歳入について、私人にその徴収又は収納事務を委託できる内容が規定されているが、この中に税が含まれていない。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>地方自治法施行令第158条</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>総務省 自治税務局 企画課</p>

<p>(分野)</p> <p>総務・企画</p>
<p>(要望事項)</p> <p>国庫補助金交付施設における事業主体の変更に伴う補助金返還制度の改善</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>補助金等適正化法施行令第 1 4 条に基づく処分制限期間については、民間へ譲渡し、引き続き施設利用目的が同じである場合においても、国庫補助金の返還が求められることとなる。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>施設利用形態に変更がなく、補助目的等に合致する場合は、条件付で補助金返還を要しない、又は処分制限期間の短縮を図るなど施設の民間移譲を推進する。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>民営化を想定した場合、住民に対するサービスの実態が不変であり、補助目的に照らし妥当である場合も事業主体が民間に変わる場合は補助金返還が生じる。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>各省庁の定める「補助事業等により取得した財産の処分制限期間」を経過しないものについては、相応の補助金返還義務が生じる。</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>関係府省</p>

<p>(分野)</p> <p>総務・企画</p>
<p>(要望事項)</p> <p>法定外普通税及び法定外目的税の新設変更に係る総務大臣の同意</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>法定外普通税及び法定外目的税の新設変更については、それぞれ地方税法第259条、同法第731条第2項の規定により、総務大臣に協議のうえ、同意を要することとされている。</p>
<p>(要望内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国による同意ではなく、中立的な第三者機関又は行政裁判所の仕組みとすべきである。 ・ 同意3要件のうち、特に、国の経済施策に照らし適当でないという要件については国の裁量の余地が多いため、基準として明確にすべきである。 ・ ある地方団体が新設又は変更する法定外税が他の地方団体に影響を及ぼすような場合、他の地方団体の意見が考慮されるような仕組みをなど、地方団体間の課税権の調整を図るための仕組みが必要である。 ・ 条例可決後に同意の協議を行うことは自治体の立場を不安定にするものであり、事前照会制度の導入等の検討されるべきである。
<p>(要望理由)</p> <p>同上</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>地方税法第259条、同法第731条第2項</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>総務省自治税務局企画課</p>

<p>(分野)</p> <p>総務・企画</p>
<p>(要望事項)</p> <p>電子自治体の実現に向けた基盤整備の推進の観点からの有線テレビジョン放送事業者施設設置許可基準の見直し</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>有線テレビジョン放送の業務を行うための区域である施設区域については、行政区域（市町村）を単位とし、原則として行政区域の全域において設定されていなければならない。また、行政区域内において施設区域とすることができない区域がある場合でも、当該区域の扱いについて将来計画が明らかにされていなければならない。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>有線テレビジョン放送の施設区域の設定について、行政区域の一部ならば事業展開が可能であり、地域からの要望があるところでは、柔軟な対応を図れるようにする。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>高速・大容量のネットワークインフラとしても活用できる有線テレビジョン放送施設の整備に関して、原則として行政区域全域において設定されていなければならないことから、地域によっては行政区域の一部ならば事業展開が可能であり、地域からの要望があるところでも、行政区域全域の事業計画の目途がたないため、普及が進まない地域がある。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>有線テレビジョン放送法関係審査基準</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>総務省情報通信政策局地域放送課</p>

<p>(分野)</p> <p>総務・企画</p>
<p>(要望事項)</p> <p>無線局の開設の根本的基準の見直し</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>電波法に基づき、県防災行政無線移動局の通信の相手方は、県の基地局、移動局に限られており、他県・市町村・消防等と通信することができない。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>公共業務用無線局において、防災行政無線については、免許人以外の者との通信を認めるべきである。他県・市町村・消防等防災関係機関を電波法に基づく業務遂行上必要不可欠な通信の相手として認めるべきである。 県内共通防災無線周波数、全国共通防災無線周波数の新たな割当を要望する。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>大規模災害発生時における他県・市町村・消防等防災関係機関と連携した災害対策を実施する場合の通信手段が確保できない。 なお、大規模災害時には有線による通信は断線等により確実性に欠ける。また、携帯電話も輻輳するため、確実な通信手段としては適当でない。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>電波法第7条、無線局の開設の根本的基準第4条</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>総務省総合通信基盤局移動通信課</p>

<p>(分野)</p> <p>総務・企画</p>
<p>(要望事項)</p> <p>e-Japan計画の普及における地域格差是正の観点から、電気通信事業法に関する公正競争条件の見直し</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該電気通信事業者の電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、電気通信事業法第38条に掲げられている例外を除き、これに応じなければならないとされている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>第一種電気通信事業者が提供する役務（ユニバーサルサービス）に関し、経済的に条件不利な地域であり、他の通信事業者の役務の提供もなされていない地域については、公正競争市場としてとらえずに、特定の民間事業者のみが役務の提供を行うことができるよう制度の見直しを求める。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>現在、都市部においてはブロードバンドの普及が進んでいるが、NTTの通信拠点のうち、条件不利地域に多いボックスタイプの局舎地域においては、サービス提供に際し、本来、局舎整備のための経費が発生するが、電気通信事業法第38条、同法施行規則第23条の規定により、公正競争の確保の観点から他の事業者参入機会を考慮する必要があるため、必要となる設備を大きく上回る整備を求められているところである。この要素がこれらの地域におけるブロードバンドサービス提供を進めることについて支障を来すこととなっており、当該地域に限定してこ</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>電気通信事業法第38条、同法施行規則第23条</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>総務省、公正取引委員会</p>

<p>(分野)</p> <p>総務・企画</p>
<p>(要望事項)</p> <p>河川・道路管理用光ファイバの利用条件の緩和等</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>(1) 河川・道路管理用光ファイバの利用条件 第1種通信事業者、ケーブルテレビ事業者、国、地方自治体に対して開放されているが、第三者への譲渡、貸与、権利設定の禁止、約10km間隔での区間設定等、中継装置の庁舎内設置が禁止されている。さらに、地方整備局単位で利用受付を実施している。</p> <p>(2) 河川・道路管理用光ファイバの全区間における開放 国が保有する河川・道路管理用光ファイバについて、本年6月から民間等に開放されたところであるが、その一部に未開放区間があるため長距離区間での利用が困難な状況にある。</p> <p>(3) 通信・放送機構(TAO)の「研究開発用ギガビットネットワーク」(JGN)の開放 国の外郭団体である「通信・放送機構」の保有する「研究開発用ギガビットネットワーク」(JGN)は、全国64ヶ所のアクセスポイントを超高速ファイバで結ぶ最大2.4Gbpsの通信回線である。光ファイバ社会の早期実現を図るために、この回線を利用して平成11年度から15年度までの間、大学、研究機関、地方自治体、企業等が研究開発を行っている。 都道府県連携の基盤として各県で構築している公共通信基盤を相互に接続するため、ギガビットネットワークを利用することが効果的である。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>(1) 市内などに地域IXを設置する電気通信事業者に対して卸電気通信役務又はIRU契約により光ファイバ貸与を行うことができるよう第三者への貸与禁止、ファイバ芯数・距離数の開放単位の緩和をすること。</p> <p>(2) 全区間を開放することで利用者の利便性の向上を図ること。 地方公共団体については無料開放を実施すること。</p> <p>(3) 「研究開発用ギガビットネットワーク」を地方公共団体に常時無料開放すること。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>本県が目標とするIT社会の実現にあたっては、情報通信基盤の整備が必要不可欠であり、特に今後、本県の公共情報通信基盤と県内各地で整備・推進している地域情報通信基盤との接続、他県の公共通信基盤との接続を図っていくためには、より安価な通信回線の確保が課題となる。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>国土交通省</p>

<p>(分野)</p> <p>総務・企画</p>
<p>(要望事項)</p> <p>事務の効率化、迅速化の観点からの石油コンビナート等災害防止法に係る新設・変更の届出先の都道府県への移管</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域内において、大量の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱等をする事業者は、事業所の新設又は施設のレイアウト変更をしようとする場合、その計画を主務大臣に届け出て、適合審査を受けなければ新設・変更をすることができない。 なお、主務大臣は、関係都道府県からの意見聴取を行いながら、必要に応じて計画に対する変更を指示するとともに、工事完成後は現地確認を行う。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>規制の趣旨を確保しつつ、手続に関する事業者の負担を軽減するため、新設・変更の届出等に関する現行の主務大臣権限を関係都道府県に移管すべきである。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>新設・変更の届出規制は、全国的整合性・統一性の確保の観点から、国の事務とすべきとされてきたが、事業所の自主保安レベルが向上するなか、事業所に対する防災上の一元的な規制を、石油コンビナート等防災本部を運営し、総合的に防災対策を推進する都道府県が、施設の計画段階から主体的に事務を行うことは可能である。また、事業者サイドも中央省庁に対する協議、手続きに負担を感じており、都道府県段階での事務処理を要望している。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>石油コンビナート等災害防止法第5条、7条、8条、11条、12条、13条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>総務省消防庁特殊災害室、経済産業省原子力・安全保安院保安課</p>

<p>(分野)</p> <p>総務・企画</p>
<p>(要望事項)</p> <p>競技用紙雷管販売営業許可の見直しについて</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。(火薬類取締法第5条) 火薬類販売営業の許可は都道府県知事となっているが、その対象については、法第51条で適用除外とするものを定めている。 競技用紙雷管は薬量0.01gを超えるため適用除外となっていない。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>競技用紙雷管の販売営業許可について、その実態を考慮し適用除外の対象とするよう見直しを望む。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>適用除外の対象を決めるにあたり、個々の薬量を基準としているが、販売形態等他の要素も加味した総合的判断を行うことにより、競技用紙雷管の販売も適用除外の対象としてよいと考える。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>火薬類取締法第5条, 第51条 火薬類取締法施行規則第91条</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>経済産業省 原子力安全・保安院 保安課</p>

<p>(分野)</p> <p>総務・企画</p>
<p>(要望事項)</p> <p>市制施行要件の緩和</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>市制施行要件は地方自治法第8条第1項において定められているが、合併特例法により平成16年3月31日までに合併する場合にはこの要件が緩和され、人口3万人以上であれば市となることが可能であるが、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに合併した場合には、人口4万人以上かつ連たん率6割以上等の要件を満たさなければならない。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>市町村の合併を推進するため、平成16年3月31日までに合併が行われる場合に限り市となるべき要件を人口3万人以上を有することとする特例を、合併特例法の期限である平成17年3月31日まで延長するとともに、地方自治法第8条第1項第3号に規定するいわゆる連たん率要件の廃止を要望するもの。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>合併による市制施行により、福祉事務所の設置等による行政サービスの充実強化や地域のイメージアップを図ろうとする地域にとっては、合併を検討するに当たり、連たん率等の状況によっては市になれない可能性があるというのは大きな不安であり、将来ビジョンの策定の支障となっていることから、町村からの問い合わせや要望が相次いでいる。平成17年3月31日までの市町村合併推進のためには、3万人特例を継続するとともに、そもそも交通・通信事情の発達やバイパスなどの開通によって、中心市街地ではなかった郊外の市街地化が進み、かつての中心地と多極的に分散している状況を勘案すると、この要件は時代に適合していないとも考えられることから、制度の見直しにより、合併により人口10万人に達しようとする地域が市になれないという事態を避けることが必要である。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>地方自治法第8条第1項第3号、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条の2</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>総務省 自治行政局 市町村課</p>

<p>(分野)</p> <p>総務・企画</p>						
<p>(要望事項)</p> <p>地方選挙の期日の統一</p>						
<p>(制度の概要)</p> <p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、昭和22年4月に統一して実施されて以来、4年ごとに統一地方選挙が行われているが、以下の理由により統一された選挙の数が年々減少している。</p> <p>(参考) 統一地方選挙から外れる主な理由</p> <table border="0"> <tr> <td>・都道府県議会議員選挙</td> <td>議会の解散</td> </tr> <tr> <td>・市町村議会議員選挙</td> <td>市町村合併、議会の解散</td> </tr> <tr> <td>・都道府県知事、市町村長</td> <td>死亡、退職</td> </tr> </table>	・都道府県議会議員選挙	議会の解散	・市町村議会議員選挙	市町村合併、議会の解散	・都道府県知事、市町村長	死亡、退職
・都道府県議会議員選挙	議会の解散					
・市町村議会議員選挙	市町村合併、議会の解散					
・都道府県知事、市町村長	死亡、退職					
<p>(要望内容)</p> <p>有権者の利便性と地方選挙への関心を高めることにより投票率を向上させ、さらに選挙執行経費の節減を図るため、地方選挙の期日を、年1回又は2回に統一して実施</p>						
<p>(要望理由)</p> <p>有権者の利便性及び地方選挙への関心を高め、もって投票率の向上を図るとともに、選挙執行経費の節減を図る。</p>						
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>公職選挙法</p>						
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>						